

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和 8 年 7 月 2 9 日（水）			最高裁判所小会議室 （オンライン会議）		
委 員 員	委員長 角 田 誠 （東京都立大学名誉教授）					
	委 員 金 子 裕 子 （公認会計士）					
	委 員 都 筑 満 雄 （明治大学法学部教授）					
審議対象期間	令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日					
抽出案件			（備考）			
工事						
一般競争		2 件				
公募型及び工事 希望型指名競争		－				
通常指名競争		－				
随意契約		1 件				
建設コンサルタント業務						
一般競争		－				
プロポーザル方式		－				
随意契約		－				
総件数		3 件				
意見・質問					回答	
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等	別紙のとおり				別紙のとおり	
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし					

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
(裁判所における契約の状況について) ※ 令和7年度下半期に入札を実施した工事の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平均値等について報告 ・契約率が83%という高い数字であるが、これは契約締結率100%を目指しているのか。実際に100%ということになると人員などの面で裁判所側で困ることにならないのか。 ・契約締結率100%を目指す形は良いが、そのような中で実際に業務がしっかり遂行されるのか、業者側でも裁判所側でも検討すべきではないか。 ・人手不足という話があったが、すぐには解決が難しい。良い業者には高い得点が付くというような話だったが、良い業者にはさらにインセンティブを与える方法を考えてはどうか。例えば、この庁舎の施工はどこの業者が担当したというようなアピールで、人の心に訴えてはどうか。 ・入札参加者の減少というのが一番大きな課題というように聞いているが、その対策として前回から変更した点はあるか。 ・様々な不調不落対策を行っていくなかで、その結果を地方にフィードバックしたり、逆に地方からアイデアを吸い上げたり、他省庁間の事案を検討したり、自分たちの中だけでやるのではなく、広く業者や工事の健全なありかたということも踏まえて考えていくのが良いと思う。	・必要な工事であるので契約締結率100%というところを目指している。人員の態勢等を考慮して適切に工事の発注を行っていると考えている。 ・近年の働き方の話もあるので、検討していきたい。 ・近年、受注業者から施工実績として裁判所の工事を自社のホームページで公表させてもらえないかというような申し出もある。指摘のような受注者側の気持ちというところはあるかと思われるので、今後検討していきたい。 ・発注見通しについては、毎月程度の更新頻度とし、発注状況をリアルタイムに見てもらえるようにしている。また、メール配信サービスについては、現在登録業者を募るような段階であり、各高裁にも協力を依頼しながら登録者数を伸ばしているところである。

意 見 ・ 質 問	回 答
抽出案件について 1 佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事 ※ 本件は、今期の工事の入札案件の中で1者入札となった案件のうち最も金額が高いもの。佐賀地家簡裁庁舎の新営に伴う電灯設備などの電気設備の設置等を行うものであり、入札の経過について、入札参加者1者で開札手続を実施したところ、予定価格の範囲内であったため、落札し、契約に至った案件である。 ・令和5年度の不落から令和7年度の下半期に落札されるまで3回の入札手続きを取っているが、この2年間の間はどのような状況であったか。落札に向けての対策として競争参加資格要件を緩和するといった方策は建物の出来上りの結果に表れてくると思うが、どのように考えるか。 ・対策として①監理技術者等の専任不要期間の明確化や②競争参加資格要件の緩和といった方法を挙げているが、これは最高裁全体としての方針なのか。この案件のみなのか。 ・②について、できれば全体的に要件を下げられるのであれば下げたほうが参加者数は増えると思うので検討されたい。 ・金額が合わないというのが理由であることもあるので、一律に要件を緩和するというのは難しい面もある。技術審査会でどのように考えるのかというところを見守っていくしかない。 ・不調不落対策の取り組みということで冒頭でも説明があったが、これらの結果を検証して日々更新していく、一般化していくということが必要であると思う。	・令和5年度1回目の入札の時には予定価格を超過した結果不落となり、2回目は建築工事の不調のために公告を取り消しているが、その時にも電気の予算が超過していたという面から、予定価格を超過しているポイントを精査し、金額に開きがある部分を見直して、令和7年度に再度予算要求している。なにかのグレードを下げたというよりは、設計当初の計画に基づき、世の中の市場価格等を比較して調達予算を確保したという形になっている。 ・①については、工事内容にもよるが新営工事や長期となる改修工事については、機器の製作や専任不要期間が想定できるので、補足説明書で明確化している。②については、技術審査会で一定の基準を設けており、そこで審議した上で要件を決定するようにしている。

意 見 ・ 質 問	回 答
2 千葉地家裁佐倉支部庁舎改修工事 ※ 本件は、今期の工事の入札案件で特別重点調査を行ったもののうち、落札率が2番目に低いもの。工事内容は、外壁改修、屋上防水、照明器具LED化等を行う。入札参加者1者で開札手続を実施したところ、調査基準価格を下回ったため、低入札調査ヒアリングを行い、契約を締結した。 ・受注者は裁判所の工事は初めてか。 ・昨今の物価上昇等のことを考えると、調査価格を下回った場合にはしっかりと調査をし、履行可能性について検討する必要があると考えるが、ヒアリングにはどれくらいの時間を掛けて確認されたのか。 ・本件は低入札価格調査ということで履行可能性を検討し適切な業者を選んでいると思うが、本件は1者入札であり、この1者が適切でないとすると選択肢がなくなる。1者しか入札者がいなかったのは、本件が特殊な工事内容だったからか。 ・施工体制確認での追加の資料とは、どのような意味か。 ・本件の受注者は地域に密着している業者なのか。 ・協力業者がしっかりしているという判断か。 3 大手町合同庁舎第3号館改修工事設計変更 ※ 本件は、高額の随意契約案件である。原契約は、庁舎の5～8階の電気・機械設備の改修を含む間仕切り改修工事を行うものであり、本件設計変更において、壁面収納庫などの内装改修や建具改修を追加したもの。本件設計変更の内容が原契約と密接に関連していることから、随意契約をした案件である。	・初めてである。 ・事前に提出された資料を確認した上で、30分のヒアリングをしている。 ・本件の工事内容は、屋上防水と外壁改修であり、一般的な工事である。ただし、新館にアスベストが含まれている部分があり、エアコンを設置する際にアスベストに気を付けながら施工する必要があるので、普通の外壁工事よりは難易度が上がるといえるが、一般的な工事のうちであると考えている。 ・施工体制確認時に提出されている資料があり、低入札価格調査の場合にはさらに資料を提出させ、確認しているという趣旨である。 ・本社が千葉市にあり、メインは千葉県で仕事をしている業者である。協力業者も近くである。 ・現在実際に工事を行っているが、電気設備工事や機械設備工事の協力業者はしっかりしていると思う。

意 見 ・ 質 問	回 答
・原契約の入札手続きの質問書回答1回目、2回目の時に工事内容削減という話があったが、本件変更契約で削減した内容をまた復活させたというのはどういうことか。 ・随意契約を締結した理由というのは、契約者以外の者に履行させるのが不利ということか。 ・本件は予算決算及び会計令102条の4第4号イの規定に該当し、従来からの取扱いで設計変更額は原契約額の30%以内としているという理解でよいか。 ・随意契約の金額が大きいというのは不透明な印象を与えてしまう懸念がある。当初契約では1者入札だったのか。 ・当初契約では、入札参加者が2者だったということだが、本件変更契約を加味すると入札結果が逆転するような懸念はないのか。 ・仮に、補正予算を含めた予算額が初めからあって一括発注した場合、受注者以外が落札した可能性というのはないのか。 ・透明性、公平性に懸念を持たれないような発注の仕方を検討されたい。 ・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。	・積算作業を行い、予定価格を決めていく中で予定していた予算を超過するという見通しになったので、一部工事を削減することになったが、令和7年度の補正予算の措置を受けたので、設計変更で追加の発注ができるようになったということである。 ・今回追加した工事内容というのが、建具及び内装改修工事である。当初契約している工事内容と一体的に施工を要するものが多く、分割して別工事を実施するというのは困難である。また、一体で施工することでコスト削減も図れる。 ・そのとおりである。裁判所内部の運用で30%以内と定めており、その点は法令等の要件ではない。 ・入札参加者は2者あった。 ・参加者が工事内容の得意、不得意で他の者が勝つ可能性があったのではないかというご指摘であるとする、今回の工事は、ごく一般的な事務所の間仕切り改修工事であり、多くの工種から成り立っている工事なので、特定の業者に得意不得意の分野が生じているわけではなく、公平性を害した可能性はあまりないのではないかと考える。 ・可能性がないとはいえない。ただし、当初契約ではもう1者は予定価格を超過していた。